

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 及び社保税OSS（フェーズ2）について



令和3年1月22日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進

現状の課題

- デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等の取組（デジタル・トランスフォーメーション）が世界的に進行する中、企業が行う社会保険・税に関する我が国の行政手続については、以下のような課題があり、企業の負担となっている現状がある。
 - ・そもそもオンライン申請等に対応していない手続が存在する。
 - ・企業が従業員に関する社会保険・税手続を行う場合のオンライン申請等の窓口が、社会保険関係が**e-Gov**、国税関係が**e-TAX**、地方税関係が**eLTAX**と独立して存在し、API等もそれぞれ公開している。
 - ・複数の手続を行うにあたり、氏名等の同一情報も複数回提出させている。
 - ・企業において電子的に管理している情報を紙等に出力した上で申請等を行い、行政機関等で再度電子化している場合も見られる。



対応方針

- 以下の方針の下、社会保険・税手続のオンライン化・簡便化を実現し、企業の負担軽減・生産性向上等を図る。

①行政手続のデジタルでの完結

企業が行う従業員のライフイベント（採用・退職等）に伴う社会保険・税手続について、手続をデジタルで完結させ、一つのオンライン申請等の窓口から複数手続をワンストップで一括して受け付ける。

→ **社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化（フェーズ1）**

②データ共有による業務効率化

企業は、その業務上のデータを土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにすることで、行政手続のために行っている企業の負担を軽減するとともに、社会全体としてデータの共同利用の促進・重複管理コストの削減を目指す。

→ **企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画（フェーズ2）**

フェーズ2：企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

○企業が業務上保有するデータを、クラウド等において土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにする仕組みを構築する。

＜具体的な手続の流れ＞

①企業がクラウド等を利用した提出を行う旨の申請等を行った上で、提出期限等の必要なタイミングで提出データを記録。クラウド等は、当該記録と同時に提出がなされた旨の通知を行政機関等へ送信。

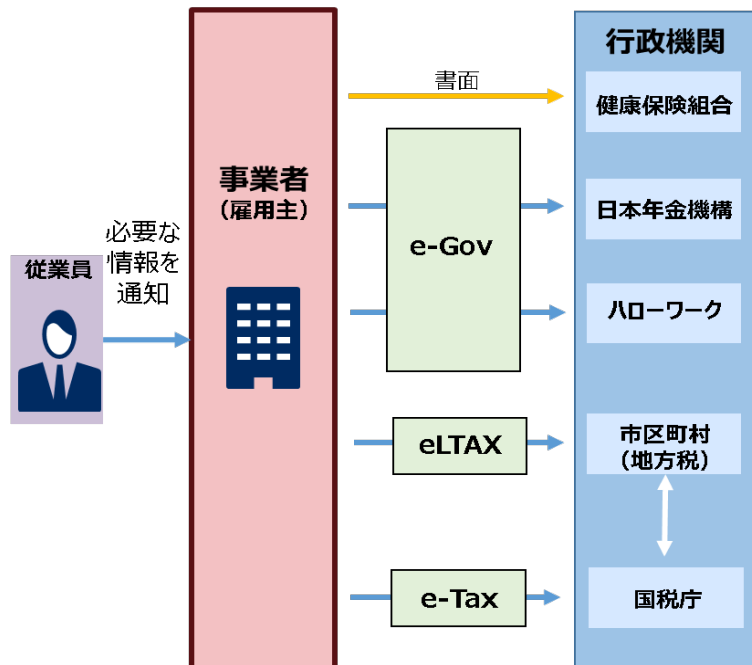
②行政機関等は必要なタイミングで当該データを参照。

○対象手続については、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で業務改革（BPR）を行いつつ、企業に提出データの保管義務があり、国民の権利義務に直接影響のない申請等から順次開始する予定。

○また、行政機関等による処分通知等への活用も検討。

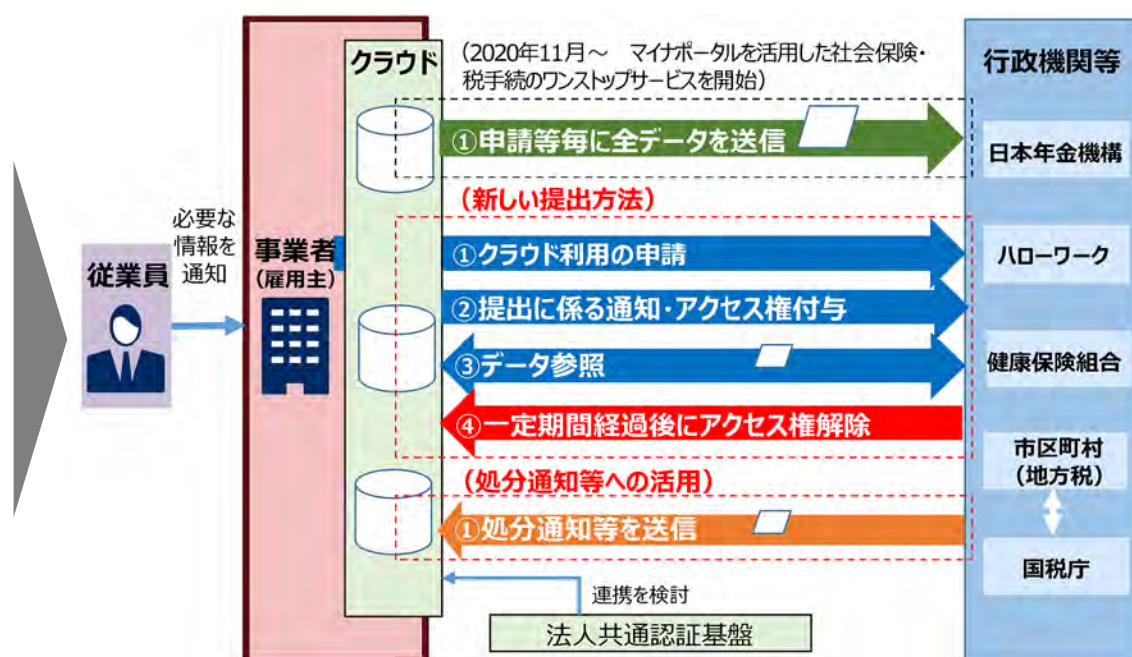
現状

手続ごとに必要な情報の提供を求めている



実現イメージ

クラウドサービスを活用して、情報の効率的な提出や通知等の受取りが可能になる



課題・目指す姿

- 我が国経済・社会の持続的発展と新たな価値創造に向け、社会全体のデジタル化を進める。行政のデジタル化で「あらゆる手続きが役所に行かずにでき」「必要な給付が迅速に行われる」ことを早急に実現する。
- デジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織とする。基本方針を策定するなど企画立案、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムを統括・監理し、重要なシステムについては自ら整備する。これにより行政サービスを抜本的に向上する。

デジタル庁の業務

1. 国の情報システム

- デジタル庁は国の情報システムの整備・管理の基本方針を策定。
 - 政府情報システムを①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの区分に分類し直し、これらのシステムに関する事業を統括・監理。情報システムの標準化や統一化により相互の連携を確保。
 - 国の情報システムに関する予算（令和2年度で合計約8千億円）は、デジタル庁に一括計上し、各府省に配分して執行する仕組みを目指し、令和3年度から①デジタル庁システム及び②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムの整備・運用等予算をデジタル庁に段階的に一括計上（令和3年度は要求額で3千億円規模の見込み）。①デジタル庁システムについては自ら整備・運用。
- ⇒ これにより、政府情報システムの統合・一体化を促進（令和7年度までに運用経費等を3割削減）、民間システムとの連携を容易にしつつ、ユーザー視点での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に進めることで、国民・事業者の更なる利便性向上を図る。

2. 地方共通のデジタル基盤

- 全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が、総務省と連携して標準化・共通化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金の交付されるシステムについて統括・監理を行う。
- ⇒ これにより、地方公共団体の情報システムのうち、住民に関する事務に係る情報システムで、相互に連携が行われているシステム（住民基本台帳、地方税等）について、人的・財政的負担の軽減と、サービスの利便性向上を図る。

3. マイナンバー

- デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う体制を構築。
 - 市区町村等との連絡調整等の実施事務を担う総務省と連携し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進。
 - 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管。
- ⇒ これにより、令和4年度末までにほとんどの住民のマイナンバーカード保有を目指す。国民が行政手続きをオンラインでワンストップに行うことができ、行政からプッシュ型で各種サービスを受けられるなど、利便性と公平性を向上。

4. 民間のデジタル化支援・準公共部門のデジタル化支援

- 改正 I T 基本法 において、国・地方・事業者のデジタル化に向けた役割を規定し、デジタル社会の形成に関し国が定める重点計画で具体的な施策と達成時期等を明記。情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行う。

⇒ 民間デジタル化を促進し、中小企業を始め企業の生産性の向上や、新たな産業分野における重複投資の排除と成長の加速化を図る。

- 医療、教育、防災など、生活に密接に関連していることから国民からの期待が高い分野において、デジタル庁が、情報システムに関する整備方針を関係府省と策定・推進し、当該情報システムの整備を統括・監理。
- 緊急的な整備が必要なシステム等については、デジタル庁と各府省が共同で整備。
- デジタル化促進のために必要な規制・制度上の課題の洗い出しとその見直しを関係府省と連携して推進。

⇒ 様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることによりサービスの多様化及び質の向上を図る。

5. データ利活用

- デジタル庁は、法人番号など法人や個人を一意に特定し識別する I D 制度や、電子署名、商業登記電子証明書などの、情報とその発信者の真正性などを保証する制度の企画立案を、関係法所管府省と共管し、ユーザー視点で改革・普及。また制度所管府省、地方公共団体とともにベース・レジストリとして整備すべき情報の明確化とその整備を担う。

⇒ 手続を一度で完結できるようになる（ワンスオンリーの実現）。

6. サイバーセキュリティ

- デジタル庁に、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムの検証・監査を実施するとともに、NISCがその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を行う。

⇒ 国民の重要な情報資産を保護。

7. デジタル人材の確保

- デジタル庁を含め他の政府部門においてもデジタル改革を牽引していく人材を確保。民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境を整備。行政と民間のデジタル人材の効果的な連携により業務を進める組織文化を醸成。

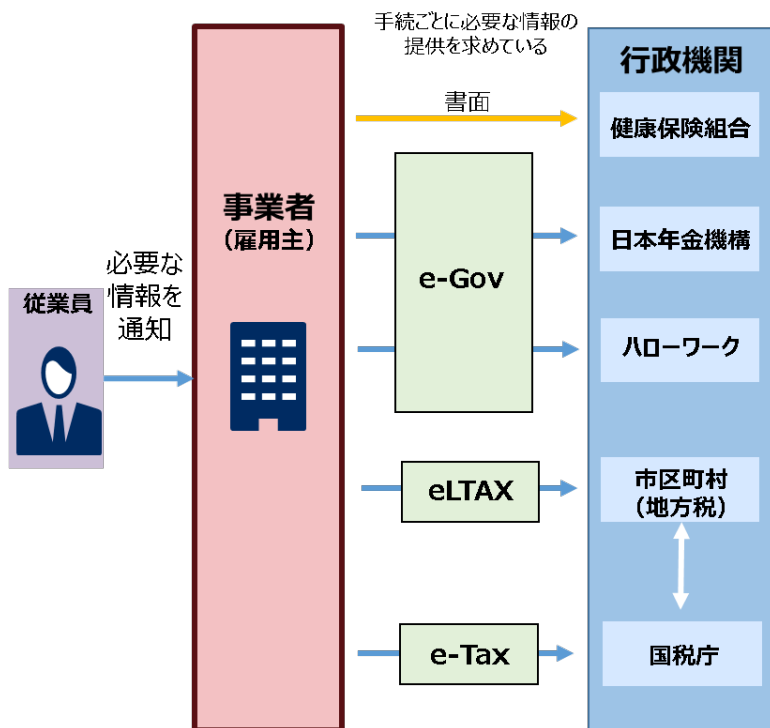
フェーズ1：企業が行う従業員の社会保険・税手続きオンライン・ワンストップ化

- 企業が行う従業員のライフイベント（採用・退職等）に伴う社会保険・税手続きについて、マイナポータルを通じ、複数手続きをワンストップで受け付ける仕組みを構築する。

<具体的な手続の流れ>

- ①企業は、**年金事務所、医療保険者、ハローワーク、税務署、地方公共団体の税務部局**に対して提出される**申請等**について、従業員の採用、退職等のライフイベントごとに、**マイナポータルのAPIを利用して複数手続きを一括送信**。複数手続きの共通入力項目を一度の入力で実現できる整理（共通項目化）も実施。
- ②マイナポータルは、手続ごとにデータを生成し、**各行政機関等**に送信。

現状



実現イメージ

